

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事センター（以下「本センター」という。）への現金、有価証券、物品、土地及び建物等の資産（以下「寄付金等」という。）の寄付の受け入れに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 本センターは、次の各号に掲げる基準を満たしているときは、寄付金等を受け入れることができる。

(1) 寄付金等が本センター定款第4条に定める業務のいずれかに資するものであること。

(2) 寄付金等が本センターの業務運営に支障がないと認められること。

(寄付金の申込み)

第3条 本センターに寄付金等を寄付しようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式による申込書を本センターに提出する。

2 本センターは、申込書を受理したときは、前条の基準によりその内容を審査し、寄付金等の受け入れの可否を決定した上で、その旨を申込者に通知する。

(受領書の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、寄付者に送付する。

2 前項の受領書には、本センターの事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載する。

(寄付の要請)

第5条 本センターは、第2条の基準を満たすことを条件に、本センター以外の者に対して寄付金等の寄付を要請することができる。

(寄付金等の支出又は使用)

第6条 本センターは、寄付金等が納付されたときは、申込者により使途が特定されているものについては、その特定した使途に従って寄付金等を支出又は使用する。

2 本センターは、使途が特定されていない寄付金等については、理事会の議決及び評議員会の同意を経て配分を決定し、それに従って支出又は使用する。この場合、寄付金等の20%を上限にして一般管理費に充てることができる。

(適用除外)

第7条 寄付金等が国、独立行政法人又は地方公共団体からの寄付その他特別な事情がある場合は、この規程の一部を申込者に対し適用しないことができる。

(雑則)

第8条 この規程の定めるもののほか、寄付金等の取扱に関して必要な事項は、本センターと申込者との間で定めることができる。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

別紙

平成 年 月 日

公益財団法人日本海事センター会長 殿

寄付者 住所

氏名

印

下記のとおり寄付します。

記

寄付金額	金 円
寄付の目的	〇〇〇〇のため
寄付の条件	
その他	〇〇〇〇